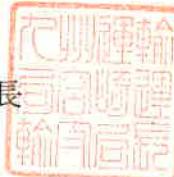


九運宮第816号
令和元年12月3日

一般社団法人 宮崎県タクシー協会 会長 様

九州運輸局宮崎運輸支局長



令和元度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

平素より国土交通行政にご協力を賜りありがとうございます。

さて、年末年始は大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に入流・物流が集中することから、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。

そこで、各輸送機関等において経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を通じて安全性の向上を図っていただくことを目的として、本年度も「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下、総点検）を令和元年12月10日（火）から令和2年1月10日（金）まで実施することとしました。

また、別紙のとおり総点検の実施要綱・実施細目を策定しましたので、貴傘下会員に対して周知徹底されるとともに、総点検の推進に格別のご協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、実施結果につきましては、当支局総務企画部門あて1月21日（火）までに報告方をお願いいたします。

令和元年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱

～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

宮崎運輸支局

令和元年11月27日

第1 目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

特に昨今、乗員の飲酒問題や公共交通機関の信頼を失いかねない事故等が発生している。九州運輸局においては、これまでに発生した事故や豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢を踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところである。引き続き、陸・海にわたる輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るためにには、これらに加えて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を実施し、安全意識を向上させる必要がある。

また、テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロ対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増している。こうしたテロの脅威が高まる中で、我が国においては、令和2年にオリンピック・パラリンピック東京大会の開催を控えている。本年のラグビーワールドカップで得られた教訓を活かしつつ、さらなる対応力の向上が図られるよう、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。さらに、新型インフルエンザ対策については、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、同法に基づき政府及び国土交通省等の行動計画が策定されている。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下「総点検」という。）を実施する。

第2 期間

令和元年12月10日(火)～令和2年1月10日(金)

第3 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の4つの点検に特に留意する。

- 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- 自然灾害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況

第4 輸送等機関別の点検事項

1 自動車交通関係

- (1) 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- (2) 運行管理（飲酒運転・過労運転、健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督）及び整備管理（車両の日常点検整備、定期点検整備等）の実施状況（特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施、車体腐食をはじめとした整備不良防止を含む）
- (3) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- (4) 自然灾害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- (5) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (6) 新型インフルエンザ対策の実施状況
- (7) 広報活動の推進

2 海上交通関係

- (1) 法令及び安全管理規程（特に運航基準、乗組員の健康状態及び過労状態の把握）の確実な遵守状況
- (2) 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況、荒天時の体制の準備状況（適切な情報収集体制、適切な当直体制）、飲酒対策の実施状況

- (3) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（注：外航船の場合、テロには海賊行為を含む）
- (4) 新型インフルエンザ対策の実施状況
- (5) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- (6) フェリー・旅客船の火災を想定した訓練の実施状況（火災発生時の関係官公署への通報・連絡、本船での消火、旅客誘導、退船等）
- (7) 機関故障の未然防止対策の実施状況
- (8) 危険物輸送等の安全対策の実施状況（危険物を運送する船舶を対象）

第5 実施要領

1 運輸支局及び関係団体は事業者に対して、総点検の趣旨、期間、実施事項等を周知し、各事業者が自主的に点検を実施するよう徹底する。

2 事業者は、総点検最高責任者を選任し、当局から送付した点検表に基づき、事前に十分な計画を定めて自主的に点検を実施する。自主点検後においては、その結果を点検表により報告する。

併せて、今般の総点検に対する経営トップを含む幹部の取組状況全般についても報告する。

なお、自主点検を実施した結果、安全上の問題点等が判明し、事業者自ら改善することができた事例がある場合には、当該事例についても併せて報告する。

3 運輸支局は、独立行政法人自動車技術総合機構、海上保安官署、警察等の関係行政機関と調整のうえ、合同での立入点検や街頭車両検査等の必要な指導取締を行うものとする。

なお、特に訪日外国人観光客を輸送する一般貸切旅客自動車運送事業者について街頭監査を実施する際は、乗客等の安全確保状況を確認するものとする。

また、事業者に対する点検については、重点課題を踏まえて対象事業者を絞り込むことによって、徹底した点検を行うものとする。

第6 報告

- 1 各協会は運送事業者の実施結果を取りまとめのうえ、運輸支局に令和2年1月21日（火）までに報告すること。
- 2 期間中、事業用自動車の重大事故が発生した場合は、速やかに宮崎運輸支局整

備部門まで報告すること。

3 期間中、旅客船の重大事故が発生した場合は、速やかに宮崎運輸支局運航労務監理官まで報告すること。